

8 東京都女性福祉資金貸付金（福祉保健局）

（1）概要

女性福祉資金貸付金は、配偶者のいない女子で親、子、兄弟姉妹などを扶養しているものなどを対象とし、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とした貸付金である。

なお、母子福祉資金貸付金を借り受けることができる場合には、女性福祉資金貸付金の貸付を受けすることはできない。

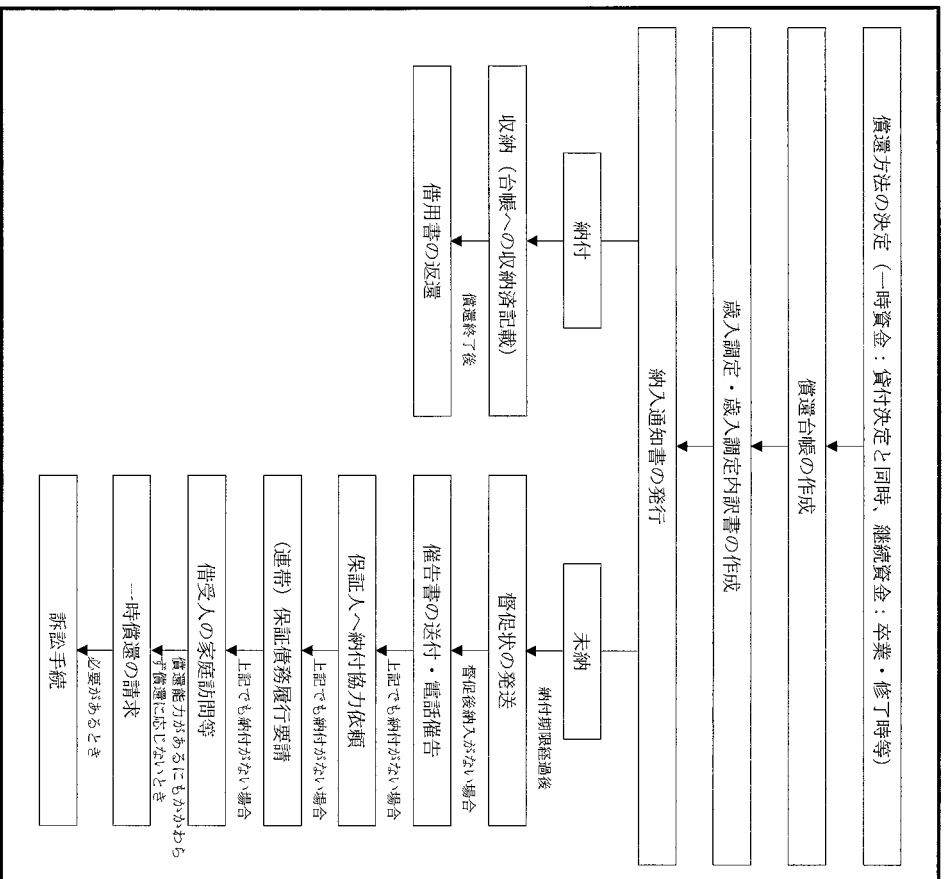
貸付後一定期間の後に償還を開始し、納期限内に支払がなかった案件について、滞納整理を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率 (B)/(A)
	件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	
21	13,478	98,876	8,889	68,120	0	0	4,589	30,756	68.9
22	14,252	91,669	8,464	62,818	0	0	5,788	28,851	68.5
現年	13,154	95,888	8,576	67,188	0	0	4,578	28,680	70.1
23	12,424	91,479	8,381	64,684	0	0	4,043	26,795	70.7
24	11,571	85,986	7,954	62,570	0	0	3,617	23,415	72.8
25	72,579	402,799	4,564	23,400	0	0	68,015	379,399	5.8
22	71,780	410,134	5,134	28,637	6	91	66,640	381,405	7.0
過	72,169	409,521	5,683	30,216	0	0	66,486	379,304	7.4
年	71,064	403,155	6,325	34,192	313	3,118	64,426	365,844	8.5
度	67,829	391,694	4,928	28,759	194	1,610	62,707	361,324	7.3
21	86,057	501,676	13,453	91,520	0	0	72,604	410,155	18.2
22	86,032	501,803	13,598	91,455	6	91	72,428	410,256	18.2
計	85,323	505,389	14,259	97,404	0	0	71,064	407,984	19.3
23	83,488	494,635	14,706	98,876	313	3,118	68,469	392,639	20.0
24	79,400	477,680	12,882	91,330	194	1,610	66,324	384,739	19.1
25									

（3）償還の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



9 生活保護費弁償金（福祉保健局）

(1) 概要

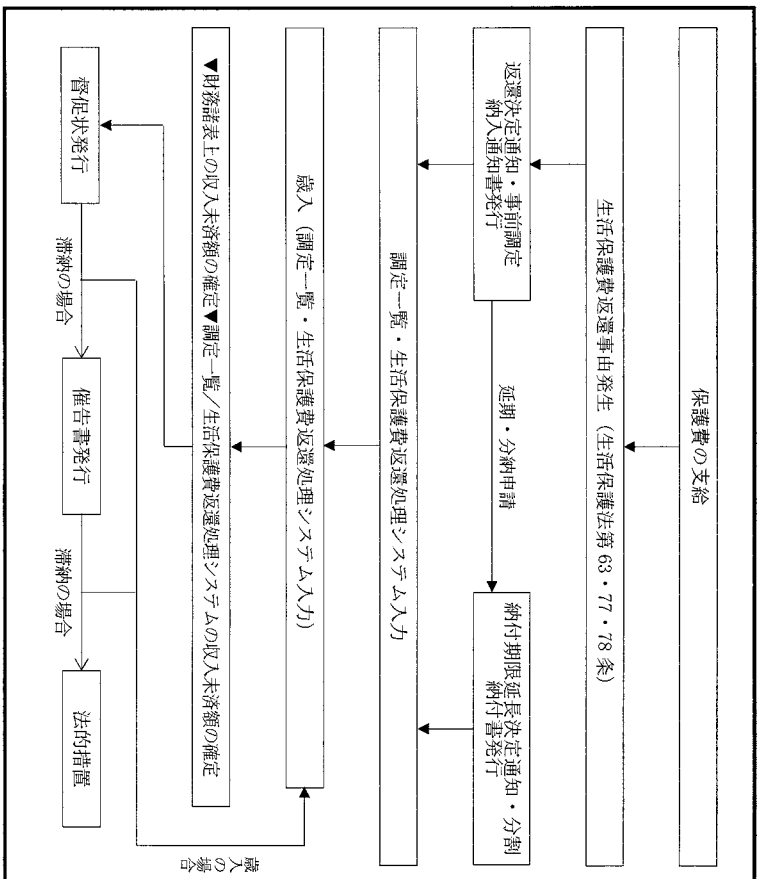
生活保護費弁償金は、①急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対し、保護金品に相当する金額の範囲内の額を返還させるもの、②被保護者に対する民法上の扶養義務者から、その義務の範囲内における保護費支弁額を徴収するもの、③不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者から保護費支弁額を徴収するもの、である。  
 該当事由が発生し返還決定を行った後、納期限内に支払がなかった案件について、滞納整理を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率 (B)/(A)
	件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	
21	34	35,170	22	22,295	0	0	12	12,875	63.4
22	25	5,073	15	926	0	0	10	4,147	18.3
現年度	56	13,997	30	5,839	0	0	26	8,157	41.7
24	99	27,566	57	12,492	0	0	42	15,074	45.3
25	79	34,452	43	16,545	0	0	36	17,906	48.0
21	181	54,921	12	2,030	0	0	169	52,890	3.7
22	181	65,766	8	1,394	44	1,017	129	63,353	2.1
過年度	139	67,500	2	559	14	432	123	66,508	0.8
24	149	71,666	0	594	25	7,281	124	66,790	0.8
25	166	81,864	6	1,446	8	1,770	152	78,647	1.8
21	215	90,092	34	24,326	0	0	181	65,766	27.0
22	206	70,839	23	2,320	44	1,017	139	67,500	3.3
計	195	81,498	32	6,399	14	432	149	74,666	7.9
24	248	102,233	57	13,087	25	7,281	166	81,864	12.8
25	245	116,316	49	17,992	8	1,770	188	96,554	15.5

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



10 生活保護費過年度返還金 (福祉保健局)

(1) 概要

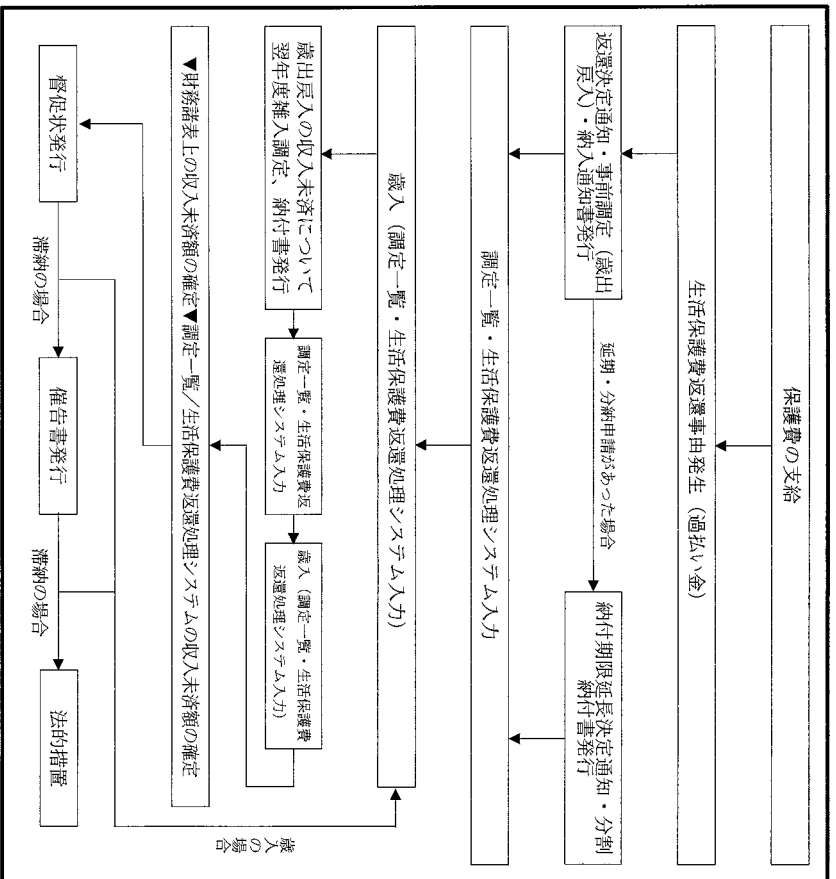
生活保護費過年度返還金は、当年度中の生活保護費の収入認定等に誤りが判明し、歳出入入決定を行ったものうち、当該年度中に収入がなかったものについて、翌年度に過年度返還金としてあらためて調定を行ったものである。  
 納期限内に支払がなかった案件について、滞納整理を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率 (B)/(A)
	件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	
21	22	1,281	1	82	0	0	21	1,198	6.5
22	33	1,390	11	395	0	0	22	995	28.5
現年	46	3,408	9	1,028	0	0	37	2,379	30.2
23	46	3,408	9	1,028	0	0	37	2,379	30.2
24	64	3,415	9	584	0	0	55	2,830	17.1
25	57	3,931	7	534	0	0	50	3,397	13.6
21	56	4,593	7	177	0	0	49	4,415	3.9
22	70	5,614	3	150	18	1,335	49	4,129	2.7
過年度	71	5,124	4	224	0	0	67	4,899	4.4
23	71	5,124	4	224	0	0	67	4,899	4.4
24	104	7,279	3	196	9	987	92	6,095	2.7
25	147	8,926	2	67	7	961	138	7,897	0.8
21	78	5,874	8	260	0	0	70	5,614	4.4
22	103	7,005	14	545	18	1,335	71	5,124	7.8
計	117	8,532	13	1,253	0	0	104	7,279	14.7
24	168	10,694	12	781	9	987	147	8,926	7.3
25	204	12,857	9	601	7	961	188	11,294	4.7

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



11 医療未収金 (個人分) (病院経営本部)

(1) 概要

医療未収金 (個人分) は、診療等に伴い発生する請求金額における患者自己負担分及び自費診療分のうち、収入がされていないものである。  
そのうち、猶予申請等の期日を経過しているものについて、滞納整理を行っている。

(2) 過去5年間の測定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

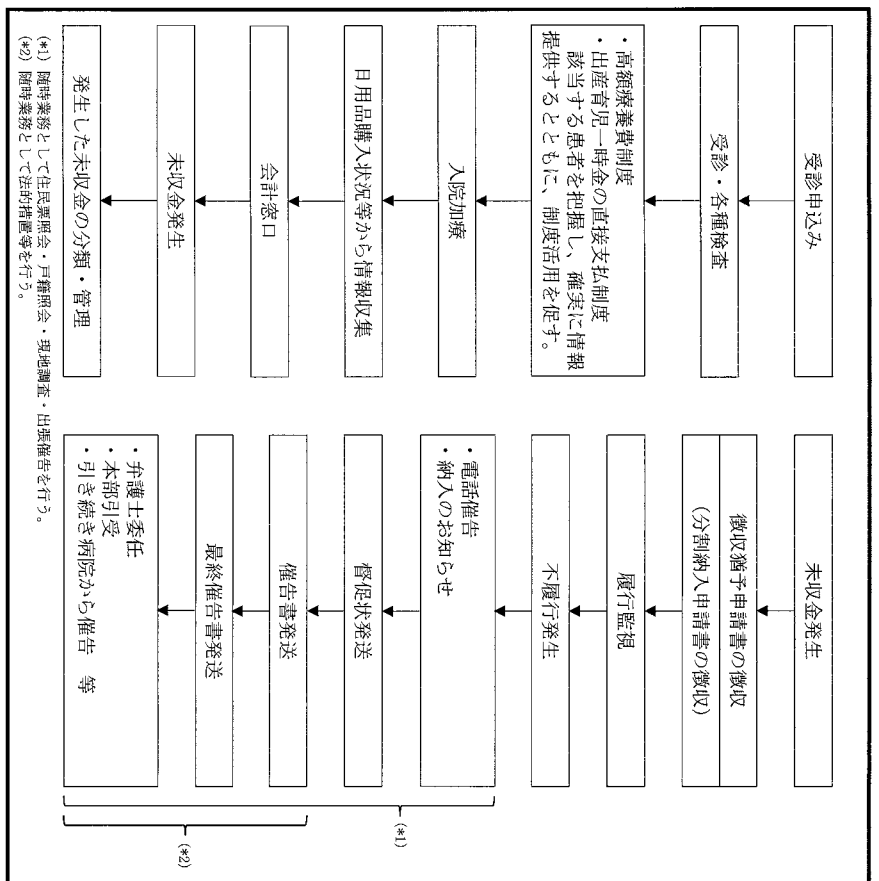
区分年度	測定		収入		不納欠損		収入未済		収入率 (B) (A)
	件数 (注1)	金額(A)	件数 (注1)	金額(B)	件数 (注1)	金額	件数 (注1)	金額	
21	-	11,370,052	-	10,971,419	-	0	-	398,633	96.5
22	-	11,136,977	-	10,697,175	-	0	-	439,802	96.1
現年	-	11,693,418	-	11,298,671	-	1	-	394,746	96.6
23	-	11,686,800	-	11,295,450	-	446	-	390,904	96.7
24	-	11,643,713	-	11,277,531	-	20	-	366,162	96.9
25	-	1,600,589	-	444,548	-	0	-	1,156,041	27.8
過年度	-	1,554,674	-	367,366	-	3,024	-	1,184,284	23.6
22	-	1,624,086	-	449,396	-	25,463	-	1,149,227	27.7
23	-	1,543,973	-	302,205	-	57,447	-	1,184,321	19.6
(注2)	-	1,575,225	-	325,274	-	88,418	-	1,161,533	20.6
25	-	12,970,641	-	11,415,967	-	0	-	1,554,674	88.0
21	-	12,691,651	-	11,064,541	-	3,024	-	1,624,086	87.2
22	-	13,317,504	-	11,748,067	-	25,464	-	1,543,973	88.2
計	-	13,230,773	-	11,597,655	-	57,893	-	1,575,225	87.7
24	-	13,218,938	-	11,602,805	-	88,438	-	1,527,695	87.8
25	-		-		-		-		

(注1) 件数については、病院経営本部が診療料等に関する事務において使用しているシステムに

その表示機能がないため、「-」と表記した。

(注2) 医療未収金 (個人分) における過年度測定額とは、繰越未収額をいう。

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



(\*) 随時業務として住民票照会・戸籍照会・現地調査・出張催告を行う。

(\*\*) 随時業務として法的措置等を行う。

12 原因者負担金（物品その他）（建設局）

（1）概要

原因者負担金は、道路法（昭和27年法律第180号）第58条第1項の規定により、第三者による道路に関する工事以外の工事又は道路を損傷した行為等が、道路に関する工事の施行又は維持の必要を生じさせた場合に、その費用を原因者に負担させるものである。各建設事務所において、所管内で発生した道路付属物等の損傷事故にかゝる原因者負担金の滞納整理等を行っている。

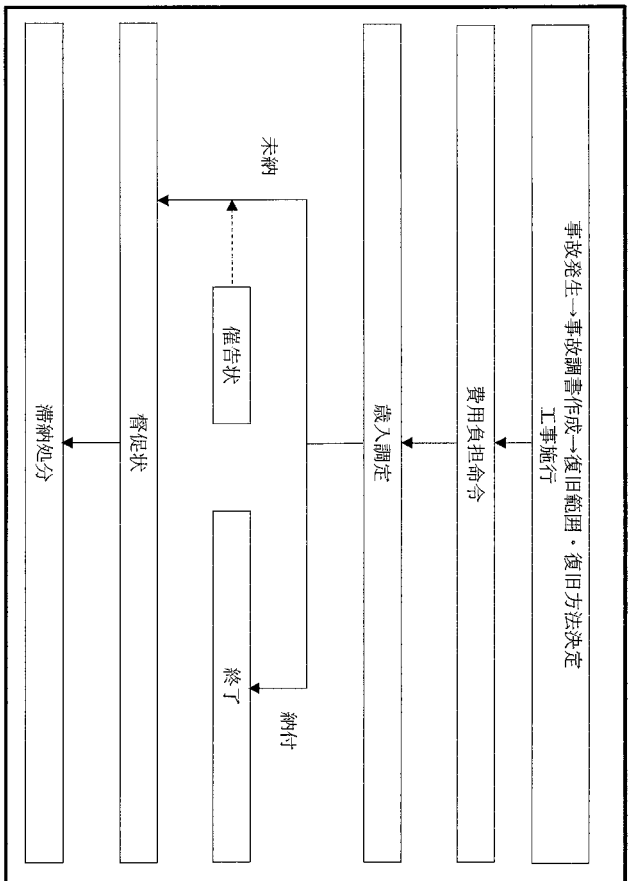
なお、河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定により、河川施設を損傷させた場合などにも、同様に、復旧工事に要した費用を原因者から徴収する。

（2）過去5年間の滞定及び収入の状況

（単位：件、千円、%）

区分年度	滞定		収入		不納欠損		収入未済		収入率 (B) (A)
	件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	
21	2	1,558	1	1,160	0	0	1	397	74.5
22	2	4,148	1	53	0	0	1	4,095	1.3
現 年 23	3	454	2	102	0	0	1	352	22.5
24	21	6,226	18	4,798	0	0	3	1,428	77.1
25	16	14,112	8	12,205	0	0	9	1,906	86.5
21	4	11,986	0	0	0	0	4	11,986	0
22	5	12,384	0	0	1	1,325	4	11,059	0
過 年 23	5	15,154	0	0	2	1,805	3	13,349	0
24	4	13,701	0	0	0	0	4	13,701	0
25	7	15,129	1	31	0	0	7	15,098	0.2
21	6	13,545	1	1,160	0	0	5	12,384	8.6
22	7	16,533	1	53	1	1,325	5	15,154	0.3
計 23	8	15,609	2	102	2	1,805	4	13,701	0.7
24	25	19,928	18	4,798	0	0	7	15,129	24.1
25	23	29,241	9	12,236	0	0	16	17,004	41.9

（3）債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



指摘事項一覧

(1) 債権管理の取組について		
ア	債権管理の取組を適切に行うべきもの	
指摘事項 1	各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組を適切に行うべきもの	病院経営本部
(2) 部署間の連携について		
ア	部署間の連携を確実にし、債権の進行管理を適切に行うべきもの	
指摘事項 2	本部と病院との引継ぎを十分確実にし、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの	病院経営本部
(3) 督促について		
ア	時効中断の効力がある督促を行うべきもの	
指摘事項 3	未収金の支払を督促すべきもの	病院経営本部
(4) 催告について		
ア	各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの	
指摘事項 4	借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 5	都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 6	速やかに催告等を行うべきもの	病院経営本部
指摘事項 7	適正な催告を実施すべきもの	病院経営本部
指摘事項 8	最終催告書の送付を速やかに行うべきもの	病院経営本部
(5) 効果的・効率的な滞納整理について		
ア	滞納整理事務を効果的・効率的に行うべきもの	
指摘事項 9	滞納整理事務を適切に行うべきもの	財務局
指摘事項 10	滞納整理事務を適切に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 11	滞納整理事務を適切に行うべきもの	病院経営本部

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年工事監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年7月10日

東京都監査委員 山田 忠 昭  
 東京都監査委員 上野 和 彦  
 東京都監査委員 友 瀧 宗 治  
 東京都監査委員 筆 谷 勇  
 東京都監査委員 金 子 庸 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき行う監査である。

監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼とし、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意し、実施している。

2 監査期間

平成26年1月9日から平成27年1月15日まで

3 監査対象局等

今回の工事監査対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港務局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計19局（島しょ関係部局（八丈支庁管内）を含む。）である。

監査は、平成25年度に締結した100万円以上の工事等を中心に、1万5,067件（1兆7,565億余円）を対象として、1,558件（4,779億余円）の工事等を抽出して実施した（抽出件数率：10.3%、抽出金額率：27.2%）。

なお、対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成26年工事監査対象一覧表」のとおりである。

4 監査の観点

監査に当たっては、計画・設計・積算、施工、その他の3つの分野ごとに、以下のとおり着眼点を設定する。

(1) 計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

イ 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ、合理的、経済的に行われているか

ウ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか

エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか

オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか

(2) 施工

ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか

イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか

エ 材料、出来高、しゅん工等の検査は、適正に行われているか

(3) その他

ア 施設の維持管理は、適切に行われているか

イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか

ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか

5 重点監査事項

平成26年の工事監査においては、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故が発生し、その要因の一つとして、施工に関わる事項が挙げられていること、復興関連工事等の増加により、熟練した建設技術者の不足に伴う施工品質の低下が懸念されること等から、「品質管理」を設定した。

工事監査で抽出した全案件（1,558件）について、施工品質を確保するために関係基準等や施工計画書に定められた内容に基づき、適正に施工されているかについて、各種検査・試験結果、記録写真等から検証した。

6 監査結果の概要

(1) 総括

平成26年工事監査の結果について見ると、表1「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、財務局ほか11局に対し27件（過大積算額計約2,585万円）である。

指摘事項の観点別内訳は、表2のとおりである。  
指摘の具体的な内容としては、

① 設計では、誤った仕様に対して不適正な単価を設定しており、担当者が積算内容を十分に理解していない事例が認められた。

② 積算では、施工条件と異なった単価設定や見積りの精査不足、共通費の二重計上など、担当者が現場状況や基準類等を十分に把握していない事例が認めら

れた。

③ 施工では、補強鉄筋の不適切な設置やコンクリート打設後、早期に型枠を外すといった施工が認められたほか、廃棄物収集運搬車両の表示をしていないことや特殊車両通行許可の取得状況を確認していないことなど、監督員が受注者に対して指導・監督を十分に行っていない事例が認められた。

これらの発生要因として、

- ① 設計や監督業務の委託化の進展による実務経験の減少から、設計・積算・施工等に対する理解力、判断力の低下等が見られること
- ② 設計・積算上の誤りを未然に防ぐために設置しているチェック体制や技術的な支援体制が十分に機能していないこと
- ③ 迅速な施工を求める地元や管理者要望を背景に工事工程を重視する傾向にあるが、法令や標準仕様書等の記載内容と現場条件との不整合についてどのように対応すべきか、受注者に対して適切な指導・監督ができていないこと
- ④ 専門外の職員が行う、設計・積算、施工管理等への技術的な支援体制が十分でないこと  
などが考えられる。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、技術職員には、大会関連施設の整備のほか、都市基盤施設の充実や既存施設の適切な維持管理、長寿命化対策が求められる。その一方で、平成25年10月の台風26号による大規模な土砂災害により、大島町で多数の死傷者・行方不明者が発生しており、集中豪雨のほか首都直下地震等の自然災害から都民の生命財産を守る防災施設の整備や維持・更新など、引き続き実施していく必要がある。

これらの事業を着実に実行していくには、限られた財源や人材で創意工夫を凝らすとともに、技術職員一人ひとりの技術的な資質を高め、判断力・調整力を養うことが不可欠である。同時に、工事実施の際には、発注内容の着実な実行のほかに、地元要望等による施工条件の変更にも的確に対応し、施工時の事故を未然に防止する安全への取組にも努めなければならない。

各局においては、技術力を維持向上させるため、引き続き、経験豊かな職員の持つ技術力の継承や職員のスキルアップ、法令・技術基準類の認識を深めることなど、更なる実効性を高める取組が求められる。また、人材の計画的な確保や育成、知識・経験が少ない専門外の職員、若手職員による技術的業務等を改善するため、技術職員の補強や部局を越えた支援体制の拡大を図るなど、組織的な取組が求められる。

(表1) 局別指摘事項等一覧表

区分	指摘事項			意見・要望事項			合計
	設計積算	施工その他	計	設計積算	施工その他	計	
総務局			0			0	
財務局	1		1			1	
主税局		1	1			1	
生活文化局	1		1			1	
行政・市民生活局		1	1			1	
都市整備局	1		1			1	
環境局			0			0	
福祉保健局			0			0	
病院経営本部	2		2			2	
産業労働局			0			0	
中央卸売市場			0			0	
建設局	3	5	8			8	
港湾局			0			0	
東京消防庁	1		1			1	
交通局		2 (1)	2 (1)			2 (1)	
水道局		3 (2)	3 (2)			3 (2)	
下水道局	1	3	4			4	
教育庁	1		1			1	
警視庁			0			0	
島	1		1			1	
合計	12	15 (3)	27 (3)			27 (3)	

注) 1 指摘事項・・・是正・改善を求めるもの

意見・要望事項・・・改善について検討を求めるもの

2 ( ) 書きは、重点監査事項(品質管理)に係るものであり、内数である。



(表2) 指摘事項の観点別内訳

観点区分	件数	主な指摘事項
設計	1	○送風機等のサイズ選定を適切に行うべきもの
	8	○埋戻し上の単価設定を適正に行うべきもの
	1	○解体工事の実設計における委託料の積算を適正に行うべきもの
積算	2	○海上輸送費用の積算を適正に行うべきもの
	15 (3)	○塗替塗装工事における施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの ○コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの ○鉄筋工事の施工管理について受注者を適正に指導・監督すべきもの
計	27 (3)	

※重点監査事項：「品質管理」は施工に含まれ ( ) で内数

(2) 重点監査事項

重点監査事項として設定した「品質管理」について、次の着眼点に基づき監査を行った。

- ア 計画・設計段階で、保守性について考慮されているか。
- イ 受注者が提出した施工計画書等に品質管理について適切な記載があるか。
- ウ 施工は関係基準等に基づき適正に行われているか。
- エ 設計図書等に明示された品質及び施工条件と整合のとれた施工が行われているか。
- オ 検査は基準に基づき適切に行われているか。
- カ 各種試験結果や記録写真は適切に作成・整理されているか。
- キ 維持管理で、適切に更新されているか。また、保全履歴の整理及び保全手法が適切に行われているか。

監査対象箇所における重点監査事項「品質管理」についての指摘事項の状況は、表2「指摘事項の観点別内訳」のとおりである。

その内訳は次のとおりである。

- ① 施工工程が適切に記録されていないもの 1件
  - ② 施工管理が適切に行われていないもの 1件
  - ③ 施工方法が適切でなく性能が十分発揮できないもの 1件
- これらの要因として、

- ア 施工管理におけるチェック体制が十分でないこと
- イ 受注者が施工管理の重要性について認識が不足していたこと
- ウ 各種仕様書等についての認識不足が考えられる。
- エ 以上の点に考慮して、今後
- ア 適切な品質を確保するため、施工途中における施工管理チェック体制の充実
- イ 監督業務を通じた受注者の指導強化
- ウ 各種仕様書等の理解及び周知徹底が必要である。

(3) 主な指摘事例（概要）

ア 設計

- 送風機等のサイズ選定を適切に行うべきもの

【生活文化局】（指摘事項）

東京文化会館（25）空調その他設備改修工事（台東区上野公園5番45号、工期：平成25. 12. 13～平成26. 11. 21、契約金額：14億6, 475万円）は、同会館の本館及び新リハーサル棟の空調設備その他を更新するものである。

このうち、新リハーサル棟換気設備の送風機及び排風機7台についてみると、必要な能力に対応したサイズの機器を選定すべきところ、誤って大きなサイズを選定している。

このため、積算額約263万円が過大となっている。送風機等のサイズ選定を適切に行われたい。

【経済性】

イ 積算（単価設定）

- 埋戻し土の単価設定を適正に行うべきもの

【財務局（島しょ）】（指摘事項）

東京都八丈庁舎（24）付属棟改築その他工事（八丈島八丈町大賀郷2465番地1ほか、工期：平成24. 7. 24～平成25. 11. 29、契約金額：2億6, 677万3, 500円）は、新庁舎の改築に伴い関連施設等の整備を行うものである。

このうち、埋戻し土について見ると、特記仕様書では、八丈町建設リサイクルストックヤードから土を搬入し埋戻し土として使用することとしている。

しかしながら、積算では、土代として埋戻し用購入砂の単価を計上しており、このため、積算額約214万円が過大なものとなっている。

埋戻し土の単価設定を適正に行われたい。

【経済性】

ウ 積算（数量算出等）

- 解体工事の実施設計における委託料の積算を適正に行うべきもの

【病院経営本部】（指摘事項）

旧都立府中病院（25）解体工事実施設計（府中市武蔵台二丁目9番地の2、工期：平成25. 4. 26～平成25. 9. 10、契約金額：1, 659万円）は、旧都立府中病院の解体に当たり設計業務を委託するものである。

ところで、本部基準によると、解体工事における設計業務の委託料を算出する場合、設計に必要な既存図面の有無に応じて設計業務人数の補正を行わなければならないこととしている。

しかしながら、本委託では、当該解体工事の設計に必要な既存図面が存在するにもかかわらず、設計業務人数の補正を行っていない。

このため、積算額約166万円が過大なものとなっている。解体工事の実施設計における委託料の積算を適正に行われたい。

【経済性】

エ 積算（諸経費等）

- 海上輸送費用の積算を適正に行うべきもの

【下水道局】（指摘事項）

砂町水再生センター雨水放流口しゅんせつ工事（江東区新砂三丁目9番1号（砂町水再生センター内）、工期：平成25. 10. 15～平成26. 3. 14、契約金額：2億2, 995万円）は、砂町水再生センター雨水放流口付近に汚泥が堆積しているため、しゅんせつを行うものである。

このうち、海上輸送費用の積算についてみると、局港灣工事積算基準では、共通仮設費率に補正值を加算して算出するものと定められている。

しかしながら、本工事の積算では、補正值の加算を行わず、積み上げにより海上輸送費用を算出していることは適正でない。

このため、積算額約161万円が過大なものとなっている。

海上輸送費用の積算を適正に行われたい。

【経済性】